

令和8年10月20日

公 示 送 達 書

浦添市長 松本 哲治



次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、
地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。

当該書類は、市長が納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。
なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

送達を受けるべき者	送達をすべき書類の名称
福里 進	令和8年度固定資産税:督促状兼納付書(圧着はがき)
比嘉 勇夫	令和8年度固定資産税:督促状兼納付書(圧着はがき)
與座 隆	令和8年度固定資産税:督促状兼納付書(圧着はがき)
クニヨシ・ゴンザレス・グロリア・ユミコ	令和8年度固定資産税:督促状兼納付書(圧着はがき)